

西脇市行政改革大綱

令和7年12月



西脇市



はじめに

平成17年10月に新・西脇市が誕生して以降、「西脇市行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）」及び「西脇市行政改革大綱第1次改訂（平成23年度～平成27年度）」に基づき、市民満足度の向上を図ることを最大目標として行政改革に取り組み、人件費の削減をはじめ、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、今後、少子化による生産年齢人口の減少から、市税等の収入の増加は期待できず、一方で高齢化による社会保障経費の増大、公共施設やインフラの老朽化に伴う修繕・更新費用など多額の支出が見込まれ、本市の財政状況は厳しさを増すことが予測される。

このような状況の中、多様化・複雑化している市民ニーズに応えるためには、「選択と集中」の徹底をはじめとする事務事業の見直しや、「参画と協働によるまちづくり」を展開していくことが不可欠である。

本大綱は、そのための方針・方向性を示すものとして策定し、職員一丸となって取り組んでいくこととする。

目次

I	基本方針	1
II	実施項目	2
III	取組期間等	4

I 基本方針

1 市民起点の効果的な行政経営

社会経済情勢の変化により、市民ニーズが多様化・複雑化している中、市民の立場に立ち市民が求めているものは何かを的確にとらえ、市民満足度の向上につなげる。

また、市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる効率的な組織を構築するとともに、職員の能力・資質の向上を図る。

2 市民と行政の協働による地域自治

積極的な情報発信により認識を共有することで信頼関係を深め、参画と協働のまちづくりを推進するとともに、地域自治協議会の設立及び運営を支援する。

3 持続可能な財政運営

市税収入の確保に向け産業振興、地方創生（まち・ひと・しごと）に取り組むとともに、ふるさと寄附や未利用市有地等の売却など自主財源の確保に努め、収入を基本とした予算編成を可能とする財政健全化を推進する。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正化を推進する。

II 実施項目

1 市民起点の効果的な行政経営

取組項目	取組内容
(1) 事務事業の見直し	<p>ア 事務事業の評価 成果指標を設定し事務事業の評価を行うとともに、市民意識等を調査する市民アンケートを実施し、成果志向・市民志向に基づいた「市民起点の行政経営」を実現する。</p> <p>イ 補助金の見直し 全ての補助金について、その目的、必要性及び効果等を精査し、廃止等の見直しを行う。</p> <p>ウ 「選択と集中」の徹底 限られた財源を有効に活用するため、優先順位を付け、重点的・効率的な予算配分を行うとともに、新規・拡充事業の要求に当たっては、必ず既存事業の見直しを行う。</p> <p>エ 民間委託の推進 (指定管理者制度を含め) 民間活力を活用し行政サービスの向上、コストの縮減を図る。</p>
(2) 市民サービスの向上	<p>ア 市民の利便性の向上 費用対効果を十分検討し、ICTや個人番号制度等の有効活用を図ることで、市民ニーズに即した窓口サービスの提供と庁内業務の効率化・高度化を実現する。</p> <p>イ 市町連携による広域化、公民連携の推進 定住自立圏形成協定の推進をはじめ、近隣市町と連携し広域的事業を推進するとともに、企業・大学等と連携し新しい発想を積極的に取り入れる。</p>
(3) 組織と人材育成	<p>ア 人材育成・確保の推進 求められる職員の育成・確保を進めるとともに、多様な研修機会を創出することにより、職員の能力・資質の向上を図る。</p> <p>イ 組織の活性化・効率化 社会情勢や行政需要の変化を踏まえ、適時適切に組織機構を見直すとともに、柔軟かつ効率的な組織運営を図る。</p> <p>ウ 適正な定員管理 定員管理計画に基づき、効率的・効果的に人員を配置し、適正な人事管理を行う。</p>

2 市民と行政の協働による地域自治

取組項目	取組内容
(1) 積極的な情報発信	行政の透明性を高め、わかりやすい情報発信を積極的に行うとともに、ソーシャルメディア等を有効に活用して本市の魅力を市内外へ広く発信する。
(2) 参画と協働のまちづくりの推進	<p>ア ガイドラインに基づき、参画と協働のまちづくりを推進する。</p> <p>イ 地域のまちづくり活動を担う主体が結集する地域自治協議会の設立及び運営を支援する。</p> <p>ウ 市政の基本的な計画等を立案する過程で事前に素案を公表し、意見を求めるパブリックコメント制度を推進する。また、各種審議会の委員等について、公募を推進するとともに、女性委員の参画を促進する。</p>

3 持続可能な財政運営

取組項目	取組内容
(1) 財政健全化の推進	<p>ア 財政健全化の推進 財政基盤の強化に向けた取組を進め、収入を基本とした予算編成を可能とする財政健全化に取り組む。</p> <p>イ 歳入確保に向けた取組 受益者負担の原則や公益性を勘案し使用料及び手数料の見直しを定期的に行うとともに、負担の公平性の観点から市税の適正な賦課及び未収金の縮減を図る。また、ふるさと寄附、広報紙等への有料広告の掲載及び未利用市有地等の売却等により、自主財源の確保に努める。</p> <p>ウ 企業会計の健全経営 ・ 上下水道事業 経営戦略に基づき、持続可能な企業経営を推進する。 ・ 病院事業 経営基本計画に基づき経営改善を推進するとともに、地域に信頼される良質な医療を提供する。</p>
(2) 公共施設の適正化の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、施設の必要性・在り方等を検討しながら、統廃合を含めた適正化を進める。
(3) 地域経済活性化に向けた取組	中長期的な視点からの市税収入の確保に向け、経済振興アクションプラン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき地域経済の活性化に取り組む。

Ⅲ 取組期間等

本大綱は、行政改革に関する方針・方向性を示すものであることから取組期間は定めず、進捗状況や社会経済情勢の変化などに応じて、適宜見直しを行うこととする。

ただし、具体的なアクションプランについては、おおむね5年間の取組期間を設けるとともに、できる限り数値目標を設定し客観的に進捗状況を評価できるようにする。